

監理技術者補佐の要件について

経営事項審査の技術職員数に係る改正により令和3年4月1日から監理技術者補佐が評価の対象となりましたが、経営事項審査申請の手引（令和3年4月改訂版25頁）における案内を以下のとおり補足します。

コード	資格区分	点数	加点となる建設業の種類	必要な確認書類（写しを提出）
005	監理技術者補佐（1級技術士補）	4点	合格を証明する書面に記載の業種のみ	第一次検定の合格を証明する書面

（経営事項審査申請の手引 令和3年4月改訂版 25頁より）



監理技術者補佐の対象者

→次の①、②のどちらかを満たす者

①主任技術者要件となる資格を有し、一級技士補である者

〈主な主任技術者要件〉

- ・一級もしくは二級の国家資格
- ・指定学科（※1）卒業後、3年または5年以上の実務経験
- ・10年以上の実務経験

〈一級技士補〉

令和3年度以降の一級技術検定の第一次検定合格者に与えられる称号

②監理技術者となる資格を有する者

- ・実務経験者（指定建設業（※2）を除く）
- ・国土交通大臣特別認定者

必要な確認書類（写しを提出）

①主任技術者要件となる資格を有し、一級技士補である者

→次のア、イの両方を提出

ア 主任技術者要件を満たしていることが確認できる書類

（例）合格証明書、登録証、実務経験証明書（規則様式第9号）（技術職員略歴書で代用可能）

イ 第一次検定の合格を証明する書面

（例）合格証明書、合格通知書等

②監理技術者となる資格を有する者

→監理技術者要件を満たしていることが確認できる書類を提出

	必要な確認書類（写しを提出）	
監理技術者資格者証が交付されている場合	監理技術者資格者証（表面）	
監理技術者資格者証が交付されていない場合	実務経験者（指定建設業（※2）を除く）	・実務経験証明書（規則様式第9号） （技術職員略歴書で代用可能） ・指導監督的実務経験証明書（規則様式第10号） ・卒業証明書 ※3
	国土交通大臣特別認定者	認定証

- ※1 指定学科：[経営事項審査申請の手引（令和3年4月改訂版）29頁](#)「◎資格区分コード001及び099に必要とされる指定学科一覧」参照
- ※2 指定建設業：土木工事業、建築工事業、電気工事業、管工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、造園工事業の7業種
- ※3 必要な実務経験年数等については[建設業許可申請・届出の手引き（令和3年度第1版）15頁](#)「3 監理技術者」を参照

〈お問い合わせ先〉

埼玉県県土整備部建設管理課

審査・指導監督担当

電 話：048-830-5183

FAX：048-830-4867